

Point

J R 東海労 大阪修繕車両所分会分会情報

No. 137 2011.10.21.

発行責任者 坂東 貞男

編集責任者 教 宣 部

「防災に関する申し入れ」について業務委員会を開催！

9月18日、JR東海労新幹線関西地本は、関西支社と「防災に関する申し入れ」について業務委員会を開催し、会社は、「耐震補強に問題なし」としながらも具体的には曖昧模糊な回答を行いました。

「防災に関する申し入れ」は、私たちが経験した1995年の阪神大震災や今年3月に発生した東日本大震災を受け、私たちの職場である鳥飼基地の耐震性や職場で働く社員の安全の確保はされるのかを会社に申し入れを行ったものです。

会社の回答と主なやり取りは以下の通り。(関西業務ニュースNo. 168から抜粋)

1. 16年前の阪神大震災、3月11日の東日本大震災を受けて、改めて日ごろからの災害に対する「防災」の備えや訓練が大事であることは言うまでもないが、会社の「防災」に対する考え方を明らかにすること。

【回答】会社の災害への備えや防災訓練は重要だと認識している。安全・安定輸送の確保に向けて、ハード面においては、地震防災システムの機能強化や脱線・逸脱防止対策などの保安・防止対策をいっそう進めているほか、ソフト面においては、規程・マニュアル面などの整備をすると共に、教育訓練の徹底、社員一人一人の知識・技能の向上を図っている。

組合:「規定・マニュアル類を整備する」と言われたが、具体的に示すこと。

会社:「新幹線防災実施規定」等である。（…等ってなんだ、具体的にするべき！）

組合:職場毎に、個別に示すこと。

会社:先ほどの回答で充分である。（充分でないから聞いている！）

組合:本当に充分だと考えているのか。

会社:評価を言われても困る。必要なものは教育するし、充実させていく。

（評価したから「…充分である」と回答したのではなのいか？）

2. 鳥飼基地の各建物の耐震性の問題

(1)鳥飼基地における修繕のワーキングルーム、臨修庫、研削庫、鳥飼基地周回道路跨線橋、等々建物及び設備の耐震性について明らかにすること。

【回答】法令や国土交通省からの指導をふまえ、必要な改修等を実施してきており、建物は事務所の建て替え等に合わせ、耐震化を進めている。高架・橋柱などの構造物は平成7年の阪神淡路大震災の被災を受け、国土交通省の指導に基づく必要箇所の対策を実施している。

(2)鳥飼基地における仕業庫や台検庫などは耐震補強されているようだが、いくらの震度まで耐えるのか明らかにすること。また、仕業庫各番線のローソクの耐震性についても明らかにすること。

【回答】地震による構造物への負荷と、震度法との単純比較はできないが、現在、耐震補強は法令や国の指導に基づき対応してきており、今後も必要箇所を実施していく。

組合:「今後も引き続き対策の必要な箇所について実施していく」とあるが、対策が未実施の箇所が存在するのか。

会社:今後も国交省からの指導等があれば、可能性としてあるという意味であり、未実施の箇所があるという事ではない。法令等に定められた事はしっかりとやっている。

組合:聞いているのは個別の耐震性についてである。

会社:建設当時の基準は満たしている。(あくまで建設当時、臨修庫は相当古いが…?)

組合:耐震とは「地震の力に対して構造体の力で耐える技術」と理解しているが、建築物構造物の耐震とは「建物の使用期間中に数回起こりうる可能性のある中規模の地震に対しては大きな損傷はしない、建物の使用期間中に一度起ころか起こらないかの大地震に対しては倒壊しないことを目標とする」ものと理解しているが、会社は阪神淡路大震災の影響の影響をどう評価しているのか。

会社:一般的な建物と、鉄道などの建築物とは扱いが違う。しかし、阪神淡路大震災後に国交省からの指導等があった点については実施してきている。

組合:耐震工事が終了していない箇所は残っていないのか。

会社:わからないが、継続中のものもあるだろうし今やっているものもあるだろう。

対象物による。指導もある。指導は法律をより踏み込んだものである。

(先ほど「未実施の箇所があるという事ではない」と回答したのにわからない?)

組合:法に抵触する部分はないのか。

会社:ない。高架橋の鉄板巻きなどは評価されている。(わからなくても「ない」とは?)

組合:法に抵触しないと言うことを確認しておく。

組合:高架橋は震度いくつまで耐えられる耐震工事が行われたのか。

会社:よく聞かれるが、震度だけでは表せきれない。設置されている状況、地盤などによって変わる。(「よく聞かれる」のならもう少し具体的な回答を用意したら?)

組合:耐震診断は実施しているのか。

会社:色々な手段はやっている。内容はわからない。(やってるのに「わからない」??)

3. 災害時に以下の点について明らかにすること。

(1) 地震時及びゲリラ豪雨や集中豪雨、台風など自然災害時の災害別の対応マニュアルは整備されているのか明らかにすること。

【回答】自然災害時において必要な規程等は整備している。

(同日行われた名古屋地区豪雨に関する申し入れの業務委員会で会社は

組合:避難については誰が判断するのか。

会社:箇所長になるだろう。

組合:決まっていないのか。

会社:その時による。 (関西業務ニュースNo. 169 から抜粋)

と回答しているが、「箇所長なるだろう」「その時による」で必要な規程等は整備していると言えるのか?)

(2) 災害時に帰宅困難者が出了場合どのような対応をするのか明らかにすること。

【回答】災害等の影響により、多くの方が駅に滞留するようなケースでは、駅施設の安全確保を前提に、待合室やコンコース・トイレ等をご利用いただくなど可能な限りの対応をすることとしている。(当然のこと。しかし社員が帰宅困難になつたら?)

4. 防災教育等について

(1) 「防災」教育等の講習等は実施されているようだが、「防災」教育等の講習を受けた社員は、現業毎にどのくらいの社員がいるか明らかにすること。

【回答】今年度の地震・防災訓練等には、運輸・営業系統で延べ約210人、車両系統で延べ約840人、施設系統で延べ約890人、電気系統で延べ約240人が参加する。(協力会社含む)

(2) 救命処置等の講習等は実施されているようだが、救急処置等の講習を受けた社員は、現業毎にどのくらいの社員がいるか明らかにすること。また、夜間作業職場では夜勤時間帯に救急処置等の講習等の受講者が常駐するかどうか明らかにすること。

【回答】接客の最前線に立つ駅員や乗務員の他、運輸・営業系統以外の職場においても救命訓練を実施している。今後も訓練や講習等を継続して実施して、一人でも多く

の社員が適切な救命措置が出来るよう教育していきたい。ただし、夜勤時間帯に講習等の受講者がかならずしも常駐しているとは限らない。

(3)全社員を対象にした避難訓練又は防災関係の講習等の予定はあるのか明らかにすること。

【回答】地震防災訓練等については今後も実施していく予定である。

(4)AEDの設置基準及びAEDの設置状況を明らかにすること。また、今後、設置する予定を明らかにし、AEDの取扱いや講習を全社員対象に実施すること。

【回答】東海道新幹線の各駅および列車内に設置している。その他の箇所への設置は必要により検討していく。(「必要により検討」って必要になった時には遅いのでは?)

組合:防災訓練の内容はどんなものなのか。

会社:講習会。AED。蘇生術。避難誘導等である。色々な時に、色々な場でやっている。

組合:防災訓練の対象者は全社員なのか。

会社:会社としては全員が必要な訓練を受けておくべきと考えるが、全員は無理があり職場毎の最適な形態で実施している。(受けるべきなら、日頃の訓練のように超勤で実施すればよいのでは?)

組合:防災訓練は全社員が受けることが望ましい、受けていない人が片寄り差別ないか

会社:全員受けるのが望ましいが無理である。

組合:AEDについて、車両所には置いてあるのか。

会社:置いていない。(何故置いてないの?社員はどうでもいいの?)

組合:人命にかかわることであり、車両所にも設置し、訓練も行うように要請する。

以上が、主な会社からの回答とやりとりですが、会社の回答は具体的ではなく曖昧模糊としたもので、例えば耐震性については、国交省の指導に基づき対策を取っているとしていますが、あくまで指導があったから形式上で対策を取っているという感じです。それは未実施の箇所があるかどうかすらわからないと回答することに、本当に耐震性を考えているかがあられており、会社の姿勢に疑問が残るところです。また、災害時の社員の安全の確保については、防災訓練で、AEDの訓練を行っているとしながらも職場にAEDが設置していないなど、会社回答に矛盾が見られます。

先日、大阪交番検査車両所で、緊急時に使用する担架格納箱の扉が、作業用黒板・ロッカーが邪魔になっていて、開かないことに気づいた社員が、作業用黒板と工具箱を移動させたそうです。(裏面の交番車両所分会のVIEW参照)

いざという時に使用する担架が、作業用黒板が邪魔になって取り出せないまま放置していたというのが会社の社員の安全や防災に対する姿勢を表しているのではないでしょうか。

この件に対して、会社・管理者は「上長の許可を得ずにロッカーを移動させた」として注意喚起を行いました。これが会社・管理者の姿勢なのです。あきれたとしか言いようがありません。

今回の「防災に関する申し入れ」の業務委員会でも、会社の防災に対する意識から営利優先の姿勢が垣間見えてきます。

会社は、本当に社員のことを考えているのでしょうか。皆さんも災害発生時の疑問等どしどし会社に問い合わせてみてはどうでしょう!

私たち大阪修繕車両所分会は、今後も疑問等があれば申し入れなどを行いながら、働きやすい職場創りを目指していきます!

J R 東海労新幹線関西地本 大阪交番検査車両所分会	2011年 10月 15日
VIEW	No. 4
	発行責任者 島津 力
	発行編集者 教 宣 部

「会社の管理責任は？！」 すべてを社員の責任にするのは許さない！

10月4日、A通路1号車付近で社員が緊急用の担架格納箱が作業用黒板で邪魔になり扉が開閉できない状況に気付き、作業用黒板と工具ロッカーを4m程度東方に移動しました。その時に不幸にして社員の一人が親指をはさみ傷を負ってしまいました。

翌朝、その事を聞いた管理者は、作業前に急遽その社員を業務から外し医者に行くよう帰宅させました。幸い大事にはいたらず軽い打撲程度ですみました。

しかし、10月6日の朝の点呼で管理者は「先日上長の許可を得ずにロッカーを移動させたという事象が発生しました」「移動させる場合は上長の許可を得ること」「勝手に移動させると車両限界に支障をきたすおそれもある」ということで、全社員に注意喚起を行うと同時に作業用黒板と工具ロッカーを移動させた社員を悪者にしようとしたしました。

いけないというなら何故ロッカーや黒板はもとの位置に戻さないの？ 毎月行っている安全パトロールは何のためにやっているの？

A通路1号車付近に設置してある担架格納箱の扉が開けられない状態になっていたのは以前からです。会社は交検庫内に危険箇所がないのか、作業に支障をきたす物がないのか、社員が安全に作業を施行できるように安全パトロールを行っています。交検庫内の安全パトロールは所長をはじめ多くの管理者が参加して危険箇所をチェックしています。それでもA通路1号車付近に設置してある担架格納箱の扉が開けられない状態になっていたことは見過ごしてきました。社員は、緊急時に担架が使えない状態はまずいと考え改善しようと作業用黒板と工具ロッカーを移動させたのです。ごく当たり前の行動です。しかし、会社のトーンは「勝手に移動するな」と社員を断罪しています。やっぱり、会社の管理責任が問われるのを避けたいからでしょう。全てを社員の責任にすることで会社の管理責任をごまかそうとしたしか思えません。その証拠に担架格納箱が開けられるように移動した黒板とロッカーは今もそのままの位置に設置されています。その事が何が正しかったのかを物語っています。

会社は、先日の側カウルの取付間違いでそうでしたが何かあればその原因をすべて社員に押しつけヒューマンエラーでかたづけようとします。事態が発生した背景や根本的な原因には目をくれようとしません。会社の姿勢は何時も同じです。明るい職場をつくるためにはこれではだめです。みんなで声をあげていきましょう。